

令和5年9月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和5年9月11日（月） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：

事務局出席者：永田智紀、河原正弘、前田萌香

1. 開 会：永田事務局長

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、友田廣委員、岩永俊夫委員を指名する。

4. 議 事

(1) 報告第 15 号 農地法第18条の合意解約について

(2) 報告第 16 号 農地法第3条の届出について

(3) 議案第 21 号 農地法第3条の許可申請について

(4) 議案第 22 号 農地法第5条の許可申請について

(5) 議案第 23 号 農用地利用集積計画承認申請について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第15号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第15号農地法第18条第6項による届出の通知が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料の1ページになります。報告第15号の報告をいたします。

申請番号1番です。所在が上島地区で、農振農用地の田が3筆、合計の面積が2,063㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。今回の解約事由につきましては、贈与による合意解約となっております。

解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第16号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第16号農地法第3条の規定による届出が3件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は2ページになります。申請番号1番になります。所在は北甘木地区になります。地目については畑1筆、田2筆の計3筆、合計の面積が3,222㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

次に申請番号2番になります。所在は鯉地区になります。地目については田8筆、合計の面積が15,117㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

次に申請番号3番になります。資料は3ページになります。所在は鯉地区になります。地目については田1筆、面積が273㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第21号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請が2件ござい

ます。まず、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は4ページになります。申請番号1番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上島地区。農振農用地の田が3筆、合計面積が2,063㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては贈与による所有権の移転となっております。5ページに申請地の位置図を載せております。6ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われま。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。続きまして、申請番号2番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 申請番号2番です。資料4ページにお戻りください。所在は上島地区。農振地域外の畑が2筆、合計面積が1,001㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては贈与による所有権の移転となっております。7ページに申請地の位置図を載せております。8ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われま。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第22号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請が4件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、9ページをお願いいたします。

申請番号1番です。所有権の移転の案件となっております。所在は北甘木地区、農振地域外の畑が1筆、面積が62㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、宅地拡張の申請となっております。11ページに申請位置図と12ページに土地利用計画平面図を載せております。次に14ページをご覧ください。始末書の提出を頂いております。一読致します。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります森田委員から報告をお願いいたします。

(岩永委員) はい。8月28日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、北甘木集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地になると思われれます。申請地は申請者住宅敷地内の一部となっております。農地としての利用はされておりました。申請地の東側に農地が隣接していますが、東側農地耕作者からの承諾も得ており、支障はないものと思われれます。今回、追認案件として申請されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は13ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第1種農地であり、目的については宅地拡張になります。

計画面積の妥当性は適当及び、農地利用の集積への支障はなし、と判断して

おります。

以上のことにより、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、9ページをお願いいたします。

申請番号2番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上仲間地区、農振地域外の田が4筆、面積が4,575㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、取水処理施設の申請となっております。15ページに申請位置図と16ページに第3種農地と判断しました街区についての説明資料、17ページに配置図・排水計画平面図を載せております。

第3種農地と判断しました街区についての説明をいたしますので16ページをお願いいたします。

申請地周辺は市街地化の傾向が著しい工業集積地の区域内にある農地に該当し、申請地を含めた太枠線が町道部分でこれで一つの街区となります。

この街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていることが確認でき、第3種農地の要件を満たすものと判断しております。

次に17ページの配置図・排水計画平面図をお願いいたします。給水については、新設の井戸ボーリング、また、雨水におきましては浸透枳への集水後、申請地内の排水側溝から南側水路への放流となっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります齊藤委員から報告をお願いいたします。

(岩永委員) はい。8月29日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域であるため、農地区分としては第3種農地になると思われれます。申請地の西側に農地が隣接していますが、西側農地耕作者には十分な説明がなさ

れており、申請地も境界部分には L 型擁壁を新設されるため、支障はないものと思われま

す。取水処理施設ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は 18 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第 3 種農地であり、目的については取水処理施設になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了していること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号 3 番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、10 ページをお願いいたします。

申請番号 3 番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上島地区、農振地域外の田が 3 筆、合計面積が 398 m² となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、個人住宅の申請となっております。19 ページに申請位置図と 20 ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては排水溜枒への集水後、道路側溝への放流、生活雑排水については合併浄化槽にて浄化後、排水溜枒を経由してからの北側水路への放流となっております。

次に 22 ページをご覧ください。始末書の提出を頂いております。一読致します。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります村上委員から報告をお願いいたします。

(村上委員) はい。8月30日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、西村集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地と思われま
す。申請地は既に砂利敷きされており、農地としての利用はされてお
りませんでした。

今回、追認案件として申請されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は21ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第1種農地であり、目的については個人住宅になります。

周辺の農地等に係る営農条件への支障はなし、また農地の利用の集積への支障もなしと判断しております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号4番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、10ページをお願いいたします。

申請番号4番です。使用貸借の案件となります。所在は上仲間地区、農振地域外の田が1筆、面積が369.13㎡となっております。貸し人及び借り人については記載の通りとなっております。

申請事由については、個人住宅の建築となっております。23ページに申請位置図と24ページに土地利用計画平面図を載せております。給水について

は、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水桝への集水後、水路への放流、生活雑排水については合併浄化槽にて浄化後、水路への放流となっております。

次に26ページをご覧ください。始末書の提出を頂いております。一読致します。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります齊藤委員から報告をお願いいたします。

(村上委員) はい。8月29日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域であるため、農地区分としては第3種農地になると思われま。申請地の東側に農地が隣接していますが、東側農地耕作者には十分な説明がなされており、支障はないものと思われま。

今回、追認案件として申請されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられま。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は25ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第3種農地であり、目的については個人住宅になります。

まず、農地区分と転用目的は適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなし、また農地の利用の集積への支障もなしと判断しております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第23号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用の集積計画の承認申請が8件ございます。

8件を一括して、審議・議決を行いますので、よろしく申し上げます。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は27ページの申請番号1番からになります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が3,043㎡となっております。売渡人と買受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、申請番号2番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が1,100㎡となっております。売渡人と買受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、資料28ページの申請番号3番になります。所在は下仲間地区。農振農用地内の田が1筆で面積が1,299㎡となっております。利用目的については賃貸借権の再設定となっております。賃貸については記載のとおり。

期間は令和5年10月1日から令和15年9月30日となっております。

続きまして、資料29ページの申請番号4番になります。所在は上仲間地区。農振地域外の畑が5筆で合計面積が4,675㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については使用貸借権の新規契約となっております。期間は令和5年10月1日から令和15年9月30日となっております。

続きまして、申請番号5番になります。ページが次の30ページに跨っております。所在は鯉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が2,915㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。

利用目的については賃貸借権の新規契約となっております。賃貸については記載のとおり。期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日となっております。

続きまして、申請番号6番になります。所在は下六嘉地区。

農振地域外の田が1筆で面積が1,699㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については使用貸借権の新規契約となっております。期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日となっております。

続きまして、申請番号7番になります。ページが次の31ページに跨っております。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が4筆。合計面積が6,443㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。

利用目的については賃貸借権の新規契約となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日となっております。

続きまして、申請番号8番になります。所在は下仲間地区。農振農用地内の田が1筆。面積が749㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。

利用目的については賃貸借権の新規契約となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和5年10月1日から令和15年9月30日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました8件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で8件を承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございます。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は10月10日の火曜9時00分からを予定したいと思います。

それでは、これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年9月11日

会長 下 田 司

委員 友 田 廣

委員 岩 永 俊 夫